

平成 21 年度障害福祉サービス報酬改定に係る Q & A (VOL. 2)

| | | |
|----|---------------|----|
| 1 | 共通事項 | 1 |
| 2 | 訪問系サービス共通 | 3 |
| 3 | 日中活動系サービス共通 | 5 |
| 4 | 生活介護 | 7 |
| 5 | 児童デイサービス | 8 |
| 6 | 自立訓練(機能訓練) | 8 |
| 7 | 自立訓練(生活訓練) | 9 |
| 8 | 就労移行支援 | 10 |
| 9 | 就労継続支援 A 型 | 11 |
| 10 | 就労継続支援 B 型 | 11 |
| 11 | 施設入所支援 | 11 |
| 12 | 短期入所 | 13 |
| 13 | 共同生活介護・共同生活援助 | 14 |

平成 21 年 4 月 1 日 (水)
社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課

平成 21 年 3 月 12 日開催の障害保健福祉関係主管課長会議において Q & A (VOL. 1) をお示ししているものの追加分である。

【医療連携体制加算】

問1-7

- ① 訪問した看護師が、加算算定対象とならないバイタルチェックのみを利用者に対して行い、同じ訪問で別の利用者1人に対して医療行為を行った場合には、医療連携体制加算（Ⅰ）ではなく（Ⅱ）を算定することになるのか。
- ② また、バイタルチェックのみの利用者と併せて8人を超える場合に、当該加算を算定できるのか。

(答)

- ① 医療連携体制加算は、看護職員から当該看護を受けた利用者に対する加算として
いることから、当該利用者に対する看護行為等を個別支援計画に明確に位置づけて
実施していただき、他の利用者とのサービス内容と分けて実施することとする。
その上で、医療連携体制加算（Ⅰ）は、その事業所に対象者が1人しかおらず、
割高な単価とならざるを得ないことを評価したものであり、複数の利用者の場合は
（Ⅱ）を算定することとした。この趣旨を踏まえると、このケースでは（Ⅱ）を算
定していただきたい。
- ② バイタルチェックのみの利用者と合わせて8人を超える場合でも、当該加算対象
者については、8人までは、医療連携体制加算（Ⅱ）を算定して差し支えない。

2 訪問系サービス共通

【特定事業所加算】

問2-1

特定事業所加算の算定要件の一つである「熟練した従業員の同行による研修を実施している」事業所とは、どのような事業所をいうのか。また、同行による研修を行った場合は、実施についての記録を行う必要があるか。

(答) 新規に採用したすべてのヘルパーに対して、同行による研修を実施する体制（同行者の選任、研修内容等の策定）を整備している事業所であって、届出日の属する月の前3月の実績において、新規に採用したすべてのヘルパーに対して、当該研修を実施している事業所をいい、加算の届出を行った月以降においても、毎月、新規に採用したすべてのヘルパーに対して当該研修を実施している必要がある。（これが実施されない場合は、直ちに加算が算定されなくなる場合の届出を提出することとなる。）

ただし、平成21年4月に届出を行う事業所にあつては、6月までの間、当該研修を実施する体制が整備されていることをもって足りるものとする。（平成21年5月又は6月に届出を行う事業所にあつては、届出月前の4月又は4～5月における当該研修の実績が必要となる。）

また、当該研修を実施した場合は、指定基準第19条に基づき、備考欄等に同行者の氏名、同行した時間、研修内容（簡潔に）を記録するものとする。

【特定事業所加算】

問 2-2

特定事業所加算の算定要件の一つである「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合が100分の30以上」について、居宅介護及び重度訪問介護のように複数のサービスを提供している事業所の場合、「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」をどのように算出するのか。

(答) 居宅介護及び重度訪問介護のように複数のサービスを提供している事業所においては、それぞれのサービスごとに常勤換算人数を用いて、「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」を算出し、それぞれのサービスごとに要件に適合するか否かを判断することとなる。

なお、それぞれのサービスにおける「従業者の総数のうち、介護福祉士の割合」は、「介護福祉士の常勤換算人数」を「従業者全体の常勤換算人数」で除して得られる割合となるが、具体的な計算例は次のとおりであるので参照されたい。

【例】常勤の従業者が勤務すべき時間数が40時間(※)の事業所において、前3月間の一月当たりの実績の平均割合を用いて「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」を算出する場合の例(A～Dは従業者)

A: 介護福祉士 居宅介護の勤務延べ時間数 120h (一月平均 40h)

B: 2級課程修了者 居宅介護の勤務延べ時間数 30h (一月平均 10h)
重度訪問介護の勤務延べ時間数 90h (一月平均 30h)

C: 介護福祉士 居宅介護の勤務延べ時間数 30h (一月平均 10h)
重度訪問介護の勤務延べ時間数 30h (一月平均 10h)

D: 重度訪問介護従業者養成研修課程修了者
重度訪問介護の勤務延べ時間数 120h (一月平均 40h)

① 居宅介護事業所における「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」

- ・ 居宅介護事業所における従業者全体の常勤換算人数

$$60h (A40h+B10h+C10h) / 40h (\text{※}) = 1.5 \text{人}$$

- ・ 居宅介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数

$$50h (A40h+C10h) / 40h = 1.2 \text{人 (小数点第2位以下切り捨て)}$$

- ・ 従業者のうち、介護福祉士の占める割合

$$1.2 \text{人} / 1.5 \text{人} = 80.0\%$$

この場合、介護福祉士の占める割合が30%以上のため要件に適合

② 重度訪問介護事業所における「従業者のうち、介護福祉士の占める割合」

- ・ 重度訪問介護事業所における従業者全体の常勤換算人数

$$80h (B30h+C10h+D40h) / 40h (\text{※}) = 2.0 \text{人}$$

- ・ 重度訪問介護事業所における介護福祉士の常勤換算人数
 $10\text{h (C10h)} / 40\text{h} = 0.2\text{人}$ (小数点第2位以下切り捨て)
- ・ 従業者のうち、介護福祉士の占める割合
 $0.2\text{人} / 2.0\text{人} = 10.0\%$

この場合、介護福祉士の占める割合が30%未満のため要件に不適合

【特別地域加算】

問2-3

特別地域加算の対象地域に居住している利用者について、受給者証に当該加算の対象となる旨の記載を行うのか。

また、記載を行うこととする場合、現に訪問系サービスを利用している利用者の受給者証への記載は平成21年4月にすべて行わなければならないか。

(答) お見込みのとおり。

なお、現に訪問系サービスを利用している利用者にとっては、支給決定の更新時期等に特別地域加算の対象となる旨を受給者証に記載することで差し支えない。

3 日中活動系サービス共通

【欠席時対応加算】

問3-1

欠席時対応加算に係る取扱いについて

- ① 欠席について、何日前までの連絡であれば加算を算定できるのか。
- ② 当該加算は、欠席によるキャンセル料を利用者より徴収することとしている事業所については、算定できないのか。

(答)

- ① 急病等によりその利用を中止した日の2営業日前までの間に中止の連絡があった場合について算定可能とする。
- ② 当該加算を算定する場合は、キャンセル料の徴収は行わないこととする(食材料費等に対するキャンセル料を除く)。